

## ○愛知淑徳大学再入学規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、愛知淑徳大学学則（以下「学則」という。）第26条第5項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(資格及び志願できる学部等)

**第2条** 学則第44条の規定により退学した者又は同第46条第1項第2号の規定により除籍された者が、退学又は除籍時に在籍した学部（学科がある学部については学科、専攻がある学部については専攻、以下「学部等」という。）に、退学又は除籍の日から5年以内に再入学を志願したときは、選考の上再入学を認めることができる。ただし、本規程に基づき再入学した後に退学した者又は除籍された者には志願を認めない。

2 再入学を希望する学部等が改組改廃等により存在しない場合は、退学又は除籍時に在籍した学部等と同等分野の学部等がある場合に限り志願することができる。なお、改組改廃等により当該学部等が存在しない場合は教務部長が出願可能な学部等を提示するものとする。

(志願手続き及び志願の時期)

**第3条** 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、再入学願書その他所定の書類に入学検定料を添えて申し出なければならない。

2 志願の時期は、前期は前年度の12月末日まで、後期は6月末日までとする。

(選考)

**第4条** 志願者の選考については、志願先の学部においてこれを行い、教授会の議を経て合格者を決定する。なお、合格者の再入学後在籍する相当学年については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(入学許可)

**第5条** 学長は、前条の合格者で、指定の期日までに所定の書類及び学納金を提出又は納入したものに対して、再入学を許可する。

(再入学時期)

**第6条** 再入学の時期は、学年の前期又は後期の初めとする。

(修業年限、在学年数、休学期間)

**第7条** 再入学を許可された者(以下「再入学者」という。)の修業年限は、退学又は除籍前のそれと通算して学則第6条第1項に規定する年数とする。

2 再入学者の在学年数は、退学又は除籍前のそれと通算して学則第6条第2項に規定する年数を超えることはできない。

3 再入学者の休学期間は、退学又は除籍前のそれと通算して学則第42条第2項に規定する年数を超えることはできない。ただし、編入学生が再入学した場合の休学期間は、退学又は除籍前のそれと通算して編入学規程第3条第2項に規定する年数を超えることはできない。

(既修得単位の認定)

**第8条** 再入学者が退学又は除籍時までには本学で修得した単位は、原則としてすべて認定するものとする。

(規程の適用)

**第9条** 再入学者には、再入学年次の学則及び諸規程を適用する。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文学部国文学科若しくは英文学科の言語文化コース又は文学部コミュニケーション学科を退学した者又は除籍された者が再入学を志願する場合において、第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」は、コミュニケーション学部の言語コミュニケーション学科又はコミュニケーション心理学科とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 コミュニケーション学部ビジネスコミュニケーション学科を退学した者又は除籍された者が再入学を志願する場合において、第2条の「退学又は除籍した学部」は、ビジネス学部ビジネス学科とみなす。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 文学部図書館情報学科、現代社会学部、コミュニケーション学部、文化創造学部、医療福祉学部を退学した者又は除籍された者が再入学を志願する場合において、第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」は下表のとおりみなすことができる。ただし、現代社会学部を退学した者又は除籍された者のうち、即ちコースに所属していた者について、フィールドスタディコースは交流文化学科、メディアプロデュースコースはメディアプロデュース学科メディア表現コース、都市環境デザインコースはメディアプロデュース学科都市環境デザインコースを「退学又は除籍時に在籍した学科(コース)」とみなす。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 現代社会学部を退学した者又は除籍された者が再入学を志願する場合において、第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」で、既にコースに所属していた者のうち、メディアプロデュースコースはメディアプロデュース学部メディアプロデュース学科メディアコミュニケーション専修、都市環境デザインコースはメディアプロデュース学科都市環境デザイン専修を「退学又は除籍時に在籍した学科(コース)」とみなす。

第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」		第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」とみなされる学部	
文学部 図書館情報学科		人間情報学部 人間情報学科	
現代社会学部 現代社会学科		メディアプロデュース学部 メディアプロデュース学科	
		交流文化学部 交流文化学科	
コミュニケーション学部 コミュニケーション心理学科		心理学部 心理学科	
コミュニケーション学部 言語コミュニケーション学科		交流文化学部 交流文化学科	
文化創造学部 文化創造学科	表現文化専攻	メディアプロデュース学部 メディアプロデュース学科	
	多元文化専攻	交流文化学部 交流文化学科	
医療福祉学部 福祉貢献学科		福祉貢献学部 福祉貢献学科	社会福祉専攻
医療福祉学部 医療貢献学科	言語聴覚学専攻	健康医療科学部 医療貢献学科	言語聴覚学専攻
	視覚科学専攻	健康医療科学部 医療貢献学科	視覚科学専攻

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 現代社会学部、文化創造学部を退学した者又は除籍された者が再入学を志願する場合において、第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」は別表2のとおりみなすことができる。ただし、現代社会学部を退学した者又は除籍された者について、既にコースに所属していた者のうち、メディアプロデュースコースは創造表現学部創造表現学科メディアプロデュース専攻、都市環境デザインコースは創造表現学科建築・インテリアデザイン専攻を「退学又は除籍時に在籍した学科（コース）」とみなす。

別表2

第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」		第2条の「退学又は除籍時に在籍した学部」と みなされる学部
現代社会学部 現代社会学科		創造表現学部 創造表現学科
		交流文化学部 交流文化学科
文化創造学部 文化創造学科	表現文化専攻	創造表現学部 創造表現学科

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 ただし、表によらない学部等に志願する場合には、第2条第2項により志願できる学部等を決定する。